

訪問看護重要事項説明書<介護保険・医療保険>

1.訪問看護事業者の概要

事業者の名称	医療法人清須呼吸器疾患研究会	
代表者名	理事長 齊藤 雄二	
事業者の所在地	住所	愛知県清須市春日流8番地1
	電話番号	052-400-7111
	FAX番号	052-400-7133
設立年月日	平成24年9月14日	

2.指定訪問看護サービスを実施する事業所

事業所の名称	訪問看護ステーション ゆう	
管理者の氏名	武藤 喜代美	
事業所の所在地	住所	愛知県清須市須ヶ口2332番地2
	電話番号	052-908-6779
	FAX番号	052-908-6780
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
指定年月日	令和7年2月1日	
指定事業所番号	2367390180	
通常の事業の実施地域	清須市、あま市、大治町、北名古屋市、豊山町、名古屋市(西区のみ)	

3.事業所の目的と運営方針

事業所の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	(1)看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。 (2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 (3)必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施の体制の整備を努めます。

4.事業所の職員体制

(令和7年2月1日現在)

職種	人員		常勤換算	備考
看護師	(常勤 2名)	(非常勤 1名)	2.5名以上	管理業務を行うものを含む
准看護師	(常勤 0名)	(非常勤 0名)	0名	
理学療法士	(常勤 1名)	(非常勤 2名)	1名以上	
事務職員	(常勤 1名)	(非常勤 0名)	1名	

5.営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (※ただし、国民の祝日、12/29-1/3を除く)
営業時間	8時30分～17時00分

6.サービスの内容

主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた「訪問看護計画書」を作成し、サービスを提供していきます。

	内容
訪問看護及び介護予防訪問看護	1)病状・障害の観察 2)清拭・洗髪等による清潔の保持 3)食事および排泄等日常生活の世話 4)床ずれの予防・処置 5)リハビリテーション 6)ターミナルケア 7)認知症患者の看護 8)療養生活や介護方法の指導 9)カテーテル等の管理 10)その他医師の指示による医療処置

7.サービス利用料

(1)利用者負担金

サービスを利用した場合の「基本料金」は以下のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、医療保険及び介護保険の自己負担割合(所得に応じて1~3割)に応じて異なります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

- ①訪問看護(医療保険)の利用料
「訪問看護 料金料<医療保険>のとおり
- ②訪問看護(介護保険)の利用料
「訪問看護 料金料<介護保険>のとおり
- ③介護予防訪問看護(介護保険)の利用料
「介護予防訪問看護 料金料<介護保険>のとおり
- ④死後の処置及び交通費、その他
「訪問看護 料金料<その他>のとおり

(2)キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	5,500円
利用予定日の当日	5,500円

(3)支払方法

サービスの利用料金は1カ月ごとにまとめて、サービスを利用した翌月10日以降に請求します。以下のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、入金を確認でき次第発行いたします。

支払方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した月の翌月26日(土日祝日の場合は翌営業日)に、指定する口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに、現金でお支払ください。
振込	サービスを利用した月の翌月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに、指定の口座にお振込みください。ただし、振込手数料はご利用者様のご負担になります。

8.緊急時等における対応方法

サービスを提供するにあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかにご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

医療機関等	医療機関		主治医	
	連絡先			
緊急連絡先	氏名		続柄	
	連絡先			

9.事故発生時の対応

ご利用者様に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門(又は地域包括支援センター)、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者特別約款

10.苦情相談窓口

事業者は、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に沿って、利用者からの苦情に適切に対応します。

サービス提供に関する苦情や相談については、次の窓口で対応いたします。

事業所相談窓口	「訪問看護ステーション ゆう」苦情受付
受付時間	平日：8時30分～17時00分 (ただし、国民の祝日、12/29-1/3を除く)
担当者	武藤 喜代美
電話番号	052-908-6779

公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

苦情受付機関	清須市市役所 健康保険部 高齢福祉課 介護保険係	電話番号	052-400-2911
	清須市地域包括支援センター	電話番号	052-409-9010
	清須市社会福祉協議会 高齢福祉課	電話番号	052-401-0031
	あま市役所	電話番号	052-440-1001
	北名古屋市役所	電話番号	0568-22-1111
	大治町役場	電話番号	052-444-2711
	豊山町役場	電話番号	0568-28-0001
	愛知県社会福祉協議会	電話番号	052-212-5515
	国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談室	電話番号	052-971-4165

11.感染症まん延及び災害等発生時の対応

(1)感染症まん延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し、安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

(2)指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

12.秘密保持

事業者は、別紙「個人情報保護に関する方針」に沿って、利用者及びその家族に関する個人情報を適切に管理します。

(1)秘密保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約内容とします。

(2)個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い必要な範囲で訂正等を行うものとします。

13.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	武藤 喜代美
-------------	-----	--------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)従業員の人権意識の向上や知識技術の向上、虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

(4)サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14.身体拘束について

事業者は、訪問看護の提供に当たっては、利用者や他の者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないこととします。

(1)身体拘束等を行う緊急やむを得ない理由として、切迫性、非代替性、一時性の要件を満たすことの確認や手続きを慎重に行うこととします。

(2)身体拘束等をやむを得ず行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態、やむを得ない理由を記録します。

15.サービスの利用にあたっての留意事項

(1)定められた業務以外の禁止

訪問看護サービスの利用にあたり、利用者は訪問看護計画書に定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。(病院受診の送迎等)

(2)訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。ただし、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(3)備品等の使用

訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・介護用品・衛生管理品等の費用は、利用者の負担となります。

(4)暴言・暴力・ハラスメントについて

職員への暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。信頼関係を損なう著しい迷惑行為が生じた場合はサービスの中止や契約の解除をします。

(5) ペットについて

ペットはゲージに入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いします。清潔操作が必要な処置や感染性の物を取り扱う際に、ペットとご利用者様双方の安全を守ることになります。

(6) お心づけについて

職員に対する金品のお心づけはお断りしています。

重要事項説明年月日

令和 年 月 日

利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地

愛知県清須市須ヶ口2332番地2

事業所名

医療法人清須呼吸器疾患研究会
訪問看護ステーション ゆう

管理者

武藤 喜代美

説明者氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

(利用者)

住所

氏名

印

(ご本人署名の場合は捺印不要。代筆の場合は捺印必要。)

(署名代行者)

住所

家族または法定代理人

氏名

印

本人との続柄

訪問看護 料金表<介護保険>

1. 基本料金

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)	利用者負担金		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	自己負担3割)
20分未満	3,271 円	327 円	654 円	981 円
30分未満	4,907 円	490 円	981 円	1,472 円
30分以上1時間未満	8,575 円	857 円	1,715 円	2,572 円
1時間以上1時間30分未満	11,753 円	1,175 円	2,350 円	3,525 円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回につき	基本利用料 ※(注1)	利用者負担金		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	自己負担3割)
1回につき	3,063 円	306 円	612 円	918 円

※(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。

2. 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	自己負担3割)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時又は、早朝(6時～8時) サービスを提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,646 円	264 円	529 円	793 円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,188 円	418 円	837 円	1,256 円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,094 円	209 円	418 円	628 円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,303 円	330 円	660 円	990 円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,126 円	312 円	625 円	937 円
初回加算	新規の利用者へ退院又は退所した当日にサービス提供した場合(1月につき)	3,647 円	364 円	729 円	1,094 円
	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	3,126 円	312 円	625 円	937 円

退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回に限り）	6,252 円	625 円	1,250 円	1,875 円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合（1月につき）	5,981 円	598 円	1,196 円	1,794 円
特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算 II		2,605 円	260 円	521 円	781 円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	26,050 円	2,605 円	5,210 円	7,815 円
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合（1月に1回に限り）	2,605 円	260 円	521 円	781 円
看護体制強化加算 I	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	5,731 円	573 円	1,146 円	1,719 円
看護体制強化加算 II		2,084 円	208 円	416 円	625 円
サービス提供体制強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	62 円	6 円	12 円	18 円
サービス提供体制強化加算 II		31 円	3 円	6 円	9 円

3. 減算

以下の要件を満たす場合、以下の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	自己負担3割)
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者又は一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問看護を行った場合	上記基本部分の90%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者又は一月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問看護を行った場合	上記基本部分の85%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

介護予防訪問看護 料金表<介護保険>

1. 基本料金

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)	利用者負担金		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	自己負担3割)
20分未満	3,157 円	315 円	631 円	947 円
30分未満	4,699 円	469 円	939 円	1,409 円
30分以上1時間未満	8,273 円	827 円	1,654 円	2,481 円
1時間以上1時間30分未満	11,357 円	1,135 円	2,271 円	3,407 円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回につき	基本利用料 ※(注1)	利用者負担金		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	自己負担3割)
1回につき	2,959 円	295 円	591 円	887 円

※(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。

2. 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	自己負担3割)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時又は、早朝(6時～8時) サービスを提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,646 円	264 円	529 円	793 円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,188 円	418 円	837 円	1,256 円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,094 円	209 円	418 円	628 円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,303 円	330 円	660 円	990 円
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,126 円	312 円	625 円	937 円
初回加算	新規の利用者へ退院又は退所した当日にサービス提供した場合(1月につき)	3,647 円	364 円	729 円	1,094 円
	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	3,126 円	312 円	625 円	937 円

退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回に限り）	6,252 円	625 円	1,250 円	1,875 円
緊急時介護予防訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合（1月につき）	5,981 円	598 円	1,196 円	1,794 円
特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算 II		2,605 円	260 円	521 円	781 円
看護体制強化加算	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	1,042 円	104 円	208 円	312 円
サービス提供体制強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	62 円	6 円	12 円	18 円
サービス提供体制強化加算 II		31 円	3 円	6 円	9 円

3. 減算

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	自己負担3割)
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者又は一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問看護を行った場合	上記基本部分の90%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者又は一月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問看護を行った場合	上記基本部分の85%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

訪問看護 料金表<医療保険>

- 訪問看護利用料はそれぞれの保険の種類に応じた負担割合となります。(下記料金の自己負担1~3割)
- 医療保険料は法定利用料に基づく金額です。法定利用料が改定される場合は、この料金も自動的に改定させて頂くこととなりますのでご了承ください。

1. 基本料金

項目	料金	利用者負担金						
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)				
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円			
	週4日目以降(厚生労働大臣が定める疾病等)看護師の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円			
	理学療法士・作業療法士の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円			
訪問看護基本療養費Ⅱ(1日につき)(同一建物居住者)	同一日に2人	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円		
		週4日目以降(厚生労働大臣が定める疾病等)看護師の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円		
	同一日に3人以上	理学療法士・作業療法士の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円		
		週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円		
		週4日目以降(厚生労働大臣が定める疾病等)看護師の場合	3,280円	328円	656円	984円		
		理学療法士・作業療法士の場合	2,780円	278円	556円	834円		
訪問看護基本療養費Ⅲ(在宅療養に備えた外泊時) 精神科訪問看護療養費Ⅳ(在宅療養に備えた外泊時)	入院中に1回 厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回	8,500円	850円	1,700円	2,550円			
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円			
	週3日目まで30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円			
	週4日目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円			
	週4日目以降30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円			
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(1日につき)(同一建物居住者)	同一日に2人	週3日目まで30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円		
		週3日目まで30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円		
		週4日目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円		
		週4日目以降30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円		
	同一日に3人以上	週3日目まで30分未満	2,130円	213円	426円	639円		
		週3日目まで30分以上	2,780円	278円	556円	834円		
		週4日目以降30分未満	2,550円	255円	510円	765円		
		週4日目以降30分以上	3,280円	328円	656円	984円		
		複数名訪問看護加算	看護師の場合(週1日)	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
				同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
複数名訪問看護加算	その他職員の場合	週1日1回の場合	同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円	
			同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円	
		週1日2回の場合(厚生労働大臣が定める疾病等)	同一建物内1人又は2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
			同一建物内3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円	
		週1日3回の場合(厚生労働大臣が定める疾病等)	同一建物内1人又は2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
			同一建物内3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円	
複数名精神科訪問看護加算	その他職員の場合(週1日)	同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円		
		同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円		
	看護師の場合	週1日1回の場合	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円	
			同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
		週1日2回の場合	同一建物内1人又は2人	9,000円	900円	1,800円	2,700円	
			同一建物内3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円	
		週1日3回の場合	同一建物内1人又は2人	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円	
			同一建物内3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円	
	難病等複数回訪問加算(週4日以上訪問できる方)	1日2回	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円	
			同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
1日3回以上		同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円		
		同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円		
早朝・夜間加算(6時~8時・18時~22時)		2,100円	210円	420円	630円			
深夜加算(22時~6時)		4,200円	420円	840円	1,260円			
訪問看護管理療養費(1日につき)	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円			
	2日目を降	3,000円	300円	600円	900円			

2. 加算

項目	料金	利用者負担金				
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)		
長時間訪問看護加算(週1回まで) (15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回まで)	5,200円	520円	1,040円	1,560円		
緊急時訪問看護加算(1日につき)	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円	
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円	
特別管理加算(1月につき)	利用者の状態による	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		II	2,500円	250円	500円	750円

退院時共同指導加算(1月につき) (利用者の状態に応じ月2回を限度)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理加算の対象者である場合(特別管理指導加算)	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算(厚生労働大臣が定める疾病または状態等)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間の場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算(1月につき)		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月につき2回)		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア療養費	在宅の場合	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	特別養護老人ホーム等の場合	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
24時間対応体制加算(1月につき)		6,520円	652円	1,304円	1,956円
情報提供療養費(1月につき)		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

訪問看護 料金表<その他>

1. 交通費

通常の事業の実施地域以外へのサービスの提供を行う場合、以下の額が実費となります。

通常の事業の実施地域以外へのサービスの提供を行う場合	片道1km毎に10円
----------------------------	------------

2. 死後の処置

死後の処置を行った場合は、10,000円をご負担いただきます。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	訪問看護ステーション ゆう
申請するサービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護

措置の概要

1.利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ①【連絡先】 TEL:052-908-6779 FAX:052-908-6780
- ②【担当者名】 武藤 喜代美
- ③【受付時間】 月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く)
午前8時30分から午後5時まで
- ④【担当者不在の場合の対応】
受付者は担当者に報告し担当者より速やかに当該利用者と連絡を取る。

2.円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情を受付けた場合、苦情内容を正確に記録をとり、事業所で定めた次の処理手順に基づき、迅速に対応する。

① 苦情原因の把握(当日又は時間帯によっては翌日)

利用者宅に訪問または連絡をし、受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。また、速やかに解決を図る旨、伝言する。

② 検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。

③ 改善の実施

利用者に対し、対応策を説明して同意を得る。

改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。

(損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。)

④ 解決困難な場合

保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連への連絡も検討する。

⑤ 再発防止

同様の苦情、事故が起らないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、「苦情処理マニュアル」を作成・改善し研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。

⑥ 事故発生時の対応等

事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じられるよう、あらかじめ関係機関との対応方法を定め、関係機関に周知して協力を依頼する。

3.その他参考事項

- ① 問題の解決について、報告、連絡、相談等の対応は、問題発生後速やかに行うことを徹底する。
- ② 苦情等に対して、誠意をもって対応することとし、苦情に至らないケースについても、利用者から相談、要望を受けた場合は、検討事項とし、今後のサービス向上に資するものとする。
- ③ 問題解決までの事象について、記録を保存することとし、保存期間は5年間とする。